

いしかわ関係人口フォーラム(仮称)企画運営業務
委託仕様書

令和8年7月

いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会

いしかわ関係人口フォーラム(仮称)企画運営業務仕様書

1 委託業務名

いしかわ関係人口フォーラム(仮称)企画運営業務（以下、「本業務」という。）

2 目的

石川県では、令和7年11月に石川県関係人口ポータルサイト「いしかわのWa!」をリリースし、地域活性化に取り組みたいと考えている方(サポーター)と地域団体等(オーナー)を繋ぐ仕組みを構築した。また、令和8年度内には、国の「ふるさと住民登録制度」システムアプリの正式リリースも控えており、全国各県においても、現在、関係人口による地域活性化が一層注目されているところである。

本業務は、この機運を生かし、首都圏にて関係人口をテーマとしたフォーラムを開催することにより、「いしかわのWa!」の登録及び利用促進、さらには本県の更なる関係人口の創出・拡大を図るものである。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託金額

2,500 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

(1) 首都圏における関係人口をテーマとしたフォーラムの開催

<フォーラム開催概要（予定）>

開催時期：令和9年1月（単日開催）

（※曜日や時間帯は提案によるものとし、本業務の趣旨を捉えたターゲット設定も踏まえて提案すること）

開催時間：2 時間程度（※事前準備・会場撤収時間は含まない）

開催場所：東京都内

（※具体の場所は提案によるものとし、予め想定する場所を確保した上で、開催日時と共に提案すること）

参加者：100 名程度

入場料：無料

開催内容：主催者挨拶、県の施策概要等、基調講演、能登半島地震支援活動経験談、

（想定）パネルディスカッション(有識者・著名人等計3名)、関係人口ポータルサイト「いしかわのWa!」を活用するオーナー及びサポーターによる体験談(オーナー・サポーター各2名)

（※具体的内容は提案によるものとするが、令和6年能登半島地震から約3年の時機であることも踏まえ、能登の復興に関連した内容を必ず含めること）

① PR イベント全般の企画・運営

委託者と協議の上、各種運営マニュアル及び進行台本等の作成、関係者に対する申請及び諸手続業務等、イベントの開催に係る関係者（出演者、司会者、会場、関係官公署、報道機関等）との調整の一切を行うこと。

② 内容の企画・調整

ア 委託者と協議のうえ、出演者・司会者を手配するとともに、内容や資料等について必要な連絡・調整を行うこと。

イ 出演者及び司会者に対する出演料又は謝金及び旅費の支払いを行うこと。

③ 広報

ア SNS、メディア（テレビ・新聞・WEB 等）等各種媒体を用いた効果的な広報を提案・計画し、集客のための広報を図ること。また、広報の実施にあたり、バナーやコンテンツ、掲載文等を適宜作成すること。なお、委託者においては、石川県公式ホームページ、SNS 等への掲載等による広報及び石川県関係者への個別案内を予定している。

イ 首都圏でのフォーラム開催を機に、石川県の関係人口のさらなる創出・拡大につながるような、情報波及効果を生み出す広報周知も併せて図ること。

ウ これまで取り組んできた事業などで、地方に関心のある首都圏の方々とコネクションがある場合は、積極的に活用して集客を図ること。

④ 参加申込受付

参加申込受付、連絡、調整を行うこと。また、申込状況を委託者に定期的に報告すること。

⑤ PR イベント当日の運営及び会場設営・撤去

ア 運営スタッフの配置

（ア）運営スタッフの配置計画を作成し、委託者と調整すること。

（イ）ステージ進行を管理するスタッフを配置すること。

（ウ）受付・誘導、設営・撤去及び出演者等のアテンドを行うスタッフを配置すること。

（エ）委託者からスタッフの配置が必要であれば、適宜相談すること。

イ 会場設営・撤去、付帯器具等の手配

（ア）会場レイアウトを作成し、委託者及び会場と調整を行うこと。

（イ）舞台用看板、各種案内板等を作成・設置すること。

（ウ）会場と必要な調整を行い、音響、映像、ブース（パネルボード、サイン等）等の調整・運営を行うこと。

（エ）出演者が休憩できる控室を設置すること。

（オ）会場及び控室等の設営並びに撤去を行うこと。

（カ）（ア）～（オ）までについては、会場の使用規程等に基づき適切に手配するとともに、会場側で手配できない物品等を手配すること。

ウ 当日用プログラム（A4 版、150 部、カラー）を作成・配布すること。

エ イベントの記録

(ア) 記録用の映像を録画するとともに、写真も撮影すること。なお、映像及び写真については、委託者が石川県公式ホームページ、SNS への掲載等に活用することを前提とすること。

(イ) 本業務の効果分析等を行うため、来場者アンケートを実施し、集計分析を行うこと。
なお、アンケート項目は委託者と調整すること。

オ 会場使用料等の支払

会場使用料及び会場の備品・付帯器具等の使用料については、委託者が負担し、直接会場に支払う。なお、付帯器具等については、会場側に発注する前に委託者と調整すること。

⑥ その他

①～⑤以外で、イベントの開催趣旨に合致し、事業効果の向上に資すると思われる企画、演出、広報、関係機関との連携等を積極的に提案し、実施すること。

(2) 業務実施状況の報告

本業務の実施状況及びそれを受けた今後の業務実施の方針・改善提案を、定期的に（最低でも月 1 回）委託者へ報告すること。

(3) 全体運営管理

(1) 及び (2) における企画運営・管理、その他本業務に係る付帯業務及び経費の支払を行うこと。

6 成果品の提出

(1) 業務完了報告書

完了した事業の概要、効果測定等を取りまとめ、報告すること。本事業の実施内容を記載した実績報告書を作成して期限までに提出すること。なお、A4 以外のサイズを用いる場合は、A4 サイズに折りたたむこと。

(2) 電子データ

実績報告書データについては、併せて PDF 等の電子媒体により提出すること。

(3) 提出期限

成果物の提出は令和 9 年 3 月 31 日(水)を期限とする。

7 委託料の支払方法

原則として、いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会（以下、「実行委員会」とする。）への実績報告書提出後、精算払で支払うこととする。ただし、実行委員会と協議し同意を得た場合、事業を執行

した額を限度として、委託料の前金払を請求することができるものとする。

8 情報のセキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者が業務を行う場合にあっては、別紙 1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙 2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

9 著作権等

(1) 著作(財産)権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む)は、委託者に帰属(ただし、製作途中に政策案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)するものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又石川県の関係人口の創出・拡大に関する広報宣伝を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。なお、本事業の実施にあたって、ウェブサイトやSNSアカウントを作成した場合は、委託終了後、委託者と協議の上、当該ウェブサイト及びSNSアカウントを削除するか、委託者にアカウント情報を引き渡すこと。また、ウェブサイトやSNSアカウントを削除する際は、当該情報を記載している印刷物の廃棄や、リンクを掲載しているウェブサイトの管理者への削除依頼等を受託者において実施すること。

(2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等

① 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

② 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 権利関係の留意事項

① 委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

② ドメイン取得する際は、再利用等に関するトラブル防止のため、以下のいずれかの措置を講じること。

- (ア) 業務終了後、当該ドメインの管理権限を委託者に移管すること
 - (イ) ドメインを契約終了後最低 10 年間保持し、第三者による取得・悪用を防止すること
- なお、上記のいずれかの対応を含む具体的な提案を業務計画書にて提示すること。

10 留意事項

- (1) 暴力団等の排除のため、受託者が以下のいずれかに該当する場合は、委託を行わない。委託後に判明した場合は、委託を解除できるものとする。この場合において、解除により受託者に損害が生じても、実行委員会はその責を負わないものとする。
 - ① 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (2) 業務の実施にあたっては、実行委員会や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合については、実行委員会と協議の上、決定するものとする。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面による実行委員会の同意を得なければならない。

以上